

じぞくかきゅうふきん やちんしえんきゅうふきん
持続化給付金・家賃支援給付金

申請のための特別相談窓口のご案内



持続化給付金・家賃支援給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大により売上が減少した事業所に対して、国から給付されるもので、**電子申請（パソコン、スマートフォンなど）**により国に直接申請することとされています。

当所では、事業所の皆様が速やかに給付を受けられるよう、申請のご相談に応じます！申請手続きに不安のある方はお気軽に相談窓口をご利用ください。

対象

『**持続化給付金**』及び『**家賃支援給付金**』に申請予定の方

◆申請期限

持続化給付金・家賃支援給付金ともに令和3年1月15日(金)まで

場所

会津若松商工会議所

(会津若松市南千石町 6-5)

相談料

無料

相談内容

- ◎給付金の対象になるかどうか知りたい！
- ◎申請方法が分からない！
- ◎必要書類はどう揃えたらいいの？ など

◆お問合せ 会津若松商工会議所 中小企業相談所 TEL 0242-27-1212

～申請サポート会場のご案内～

「パソコン、スマホを持っていない！」「インターネットの環境がない！」そんな方は、申請サポート会場をご利用ください。

※注意…完全予約制となりますので、下記によりそれぞれお申し込みください。

**持続化
給付金**

◆申請サポート会場…福島トヨタビル 5階(福島市栄町 7-33)

【申込方法】

①インターネットの場合

事務局ホームページよりお申し込みください☎<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

②電話の場合

受付専用ダイヤルへおかけください☎0120-279-292(IP電話等からは03-6832-6631)

**家賃支援
給付金**

◆申請サポート会場…会津若松商工会議所 1階(会津若松市南千石町 6-5)

【申込方法】

①インターネットの場合

事務局ホームページよりお申し込みください☎<https://yachin-shien.go.jp/>

②電話の場合

受付専用ダイヤルへおかけください☎0120-150-413